

恒川 鎌之助と明治期日本の音楽

Ryonosuke Tsunekawa and Music in Meiji Era Japan

井上ちづき

Satsuki INOUE

This paper aims to examine the activities of Ryonosuke Tsunekawa (1868-1906), one of the earliest music teachers of the teacher's colleges in Meiji Era Japan. The Tsunekawas were a family of *gagaku* samurai, serving the Lord Owari Tokugawa family. As a 7th generation Tsunekawas, Ryonosuke studied *gagaku* from early childhood with his father, Yataro, a famous *gagaku* musician. At 17 years old, he entered in newly founded Institute of Music in Tokyo and received a brief education for a year of a music teacher at a teacher's college. While teaching European music in Aichi, Wakayama and Mie, he published a large number of song books. Privately, he also practiced as a *gagaku* musician and taught *gagaku* as well. He animated musical activities of the region in many ways. Japanese traditional music and European influenced music coexisted rather harmoniously at that time.

キーワード：近代日本、名古屋、雅楽、楽人、保育唱

歌、唱歌、音楽教育、音楽活動

はじめに

名古屋の雅楽の家に生まれた恒川 鎌之助重光（明治元〜明治三九）は、音楽取調掛伝習生として西洋唱歌を修め、師範学校の唱歌教師となり、後に数十冊に及ぶ著書を出版したが、地方での活動だったために中央ではあまり知られていない。本稿では、恒川 鎌之助の活動を軸に、明治期日本の名古屋を中心とする音楽状況について考察する（註一）。

1 父、恒川 弥太郎重富

恒川 鎌之助重光は尾張藩が東照宮の舞楽のために召抱えていた

楽家のひとつ、恒川家の七世であった。

尾張藩は名古屋城内に東照宮を設置し、寛永八年（一六三二）以来、藩士として楽人を召抱えていた。尾張藩における東照宮祭礼に伴う楽人の設置は幕府における紅葉山楽人の設置よりも早かったことは注目される。尾張藩士として召抱えられた東照宮附楽人には、恒川・吉川・日々野・岡村・深尾・榊原・山口・古瀬・遠島・佐藤・嶋・安井・森川・加藤・水野・細野家などが挙げられるが、彼らの扶持は微々たるものであり、「無足」の者も存在したという。東照宮附楽人は芸道保持のため、師家である三方楽人（京都、奈良、大阪の世襲的楽人集団）の稽古を受ける必要があり、門人を取る「中間師匠」的な存在であった（清水二〇〇四年：三一九頁）。

恒川家は、初代伊左衛門が寛文一一年（一六七二）に召しだされて以降、二世平太夫、三世重房、四世弥四郎重吉、五世弥兵衛重紀、六世弥太郎重富と続く家柄であった。

鏝之助の祖父、五世弥兵衛重紀は、享和元年に生まれた。清水によれば、彼は「文政二年（一八一九）「楽人並」で御切符金五兩御扶持二人分で召抱えられ、同一三年「楽人本役」を仰せつけられて、御加持一人分下される。天保八年には東照宮舞楽陵王舞御預となる。嘉永二年（一八四九）陵王舞を勤めるによって御加金一兩下され、安政二年（一八五六）陵王舞御免となる。文久二年（一八六一）「格別之思召」によって「御譜代席仰付」けられ、さらに、「家名永続」成し下され、「世録御切米五石」下されて「いる（清水二〇〇四年：三一九頁）。東照宮附楽人にとって、東照

宮舞楽陵王御預という役は非常に名譽であり、家芸の存続と経済の安定を意味するものであった。恒川家は五世弥兵衛重紀の父、四世弥四郎重吉も東照宮舞楽陵王御預となっており、同じくその役目を任された五世弥兵衛重紀は、尾張家の楽人の中でもリーダー的な存在であったが、幕末の慶應三年二月二日病死した。幕末の尾張藩では雅楽が盛んで門人も多かった。尾張における雅楽の普及に貢献したのは、国学者たちであるが、雅楽は教養のひとつとみなされ、ある程度学ぶ必要があった。門人の層は厚く、藩士や国学者、画人、僧侶、神官、商人、豪農などが、詩会や楽会を催して広く交流していた。幕末期、プロの楽人である恒川家は多くの門人を抱えていたはずである。

さて、鏝之助の父、六世弥太郎重富は天保七年（一八三六）、五世恒川弥兵衛の子として生まれた。幕末の雅楽ブームの時期に育った彼は、幼少のころから父に楽人としての薫陶を受け、三方楽人に師事して芸を磨き、明治初年には雅楽の名手、羽塚慈明（秋楽院）に師事して雅楽全般の奥義を極めた。羽塚慈明（文化一〇年生―明治二〇年没）は真宗の僧で浄信寺の住職であったが、雅楽に傾倒し、それぞれの専門家について学び、京都にも赴いて教えるを乞い、「神楽、催馬楽、朗詠、唐楽、高麗楽に至るまで、管弦、舞楽の道、小大となく之を究め、秘伝秘曲悉く之を伝え、研鑽益々至り、技妙所に達す、是に於て名声外に溢れ、苟も指を斯道に染むるもの、其門を叩かざるもの無きに至る」（『名古屋市史』人物編第一：四六五頁）という状況にあった。彼は東照宮楽家系ではない雅楽のプロであったが、恒川弥太郎もその門人であった。

さて、明治初年頃楽人の家は一五家、総数は一七人であった。

これは当時、古参の相続者に禄が与えられ、一家二人勤めていたからである。ところが、王政復古、版籍奉還に伴って、明治三年六月、楽人の制が解かれたのである。これにより、尾張家の楽人のなかでも転職するもの多く、たとえば、恒川家と並ぶ、由緒ある楽家であった吉川家の八世小一郎善慶は「維新後衣食に窮したる末、商業に闊歩し、楽道を修むるの余暇なかりき」(『名古屋市史』人物編第一：八三頁)という状態であった。そのなかで鎌之助の父六世恒川弥太郎重富は音楽の道にとどまり、明治三年には郢曲を従五位穂慈明院に、萬秋楽を従五位大神景順に、さらに、明治九年、春鶯囀を大伶人正九位山井景順やまのいかげあやに学んだ(『名古屋市史』人物編第一：八一頁)。

明治初年、長男、恒川鎌之助重光が誕生する。後述するように、鎌之助は「幼年ヨリ家藝雅樂龍笛之道父重富ニ從テ修行ス傍ラ鳳笙箏策和琴琵琶箏打物朗詠催馬樂保育唱歌樂道夫々修行」することになる。

さて、明治三年、楽人の制が解かれた後も、東照宮における毎年の舞樂は旧來のごとく旧楽人が奉仕していた。明治六年、徳川家からの囑託により「旧楽人にして時の先輩者たる恒川重富、岡村清根」の二名が門人を連れて舞樂を奏した。その時の数演目で、鉦の演奏者として五歳の恒川鎌之助の名前が見える。また、演目には、演奏者の肩書に、「材木や」や「井桁や伊助」という記述がみられ、門人の階層が幅広かったことがうかがえる。その後明治九年、東照宮の舞樂は、羽塚秋楽・慈音父子と岡村清根等が合

同して、鶯鳴社を組織、明治一四年に頌声社と改名し、演奏に当たった(『名古屋市史』風俗編：六四〇六六頁)。

一方、熱田神宮の舞樂は、明治四年に旧來の神職一同が罷免され、舞樂も中絶。明治七、八年の頃、いったん再開するが、これも一年で中絶してしまう。明治一三年、恒川重富と岡村清根が門人を連れて舞樂を奉奏し、明治一四年からは、もっぱら恒川社中が熱田神宮の舞樂を担当することになった。こうして、熱田神宮でも、有志組織による演奏が行なわれるようになった(『名古屋市史』風俗編：五二〇五四頁)。

以上のことから、恒川弥太郎重富は、明治維新の際に藩の扶持を離れた後も、衣食に窮することなく、音楽の道が続けていたことがわかる。もともと、尾張藩の楽人は生活費を藩の扶持に全面的に頼っていたわけではなく、弟子に教えることによって得る収入が大きかったが、維新後も舞樂を習う素人弟子が多かったことがうかがえる。この状況は、能樂とも共通するようである(飯塚二〇〇九年：六五頁)。こうして名古屋舞樂は明治維新後、有志組織となった後にブームとなり、たとえば東照宮においては、楽人制度のあった当時、舞樂は二番ずつ演じていたものが、明治二八年から三二年に至る五年間は同時に五番も奏されるというほどであった。明治期に、名古屋の舞樂が決して衰えていなかったことは、元々琴を製造していた小林倫祥が後に舞樂器製造も手がけるようになったことからわかる。小林は明治三三年(一九〇〇)に開かれたパリ万博には鈴木政吉のヴァイオリンと共に、愛知県から舞樂器を出品し銅賞を得ている。

2 弥太郎による保育唱歌の作曲

明治五年、学制の公布により、音楽教育を日本の学校で始めることが決定された。ここでは、小学校に「唱歌」、中学校に「奏楽」がそれぞれ教科のひとつに置かれていた。ただし、このときには教師も教材もなく、いずれも「当分これを欠く」という但し書きがついていた。各地の学校で唱歌授業が行なわれるようになるのは、音楽取調掛によって、明治一四年に『小学唱歌集』初編が刊行されて以降になる。

しかしそれ以前にも、いくつかの唱歌授業の試みはなされ始めていた。公文書に残る、我が国初の唱歌教育の例が名古屋で行なわれたことは注目すべきである。すなわち、明治七年三月、愛知県師範学校校長であった伊澤修二が付属の中等小学校生徒に試みた唱歌遊戯で、フレール式の幼稚園教育に学んだものであった。

ついで、東京女子師範学校付属幼稚園で組織だった唱歌教育が始められた。そこで歌われたのが、「保育唱歌」と呼ばれるものである。これは、東京女子師範学校幼稚園校長中村正直が式部寮に制作を依頼し、その依頼を受けて、雅楽課の伶人が作曲・墨譜（雅楽の楽譜）作成を行ない、「寮頭の調査を経て」それを保育に教え、生徒たちに歌わせたものであった。明治一〇年から三年以上の年月をかけて、約百曲に及ぶ保育唱歌が順次作曲された。作曲に当たった雅楽課伶人は二四名、保育一名だった（藤田一九七八年：三三五頁）。歌詞は当該校で西洋原歌の意味を訳したものや、日本

の古歌を選択して用い、それに伶人が曲をつけた。ピアノもオルガンも普及していなかった当時、唱歌は「笏拍子で節を拍ちて、琴に声を応和して謳ふ、遊戯の歌は笏拍子を拍ち、節を左右歩に踏みて謳ふもの」であり（『名古屋市史』風俗編：二四二頁）、のかなものであった。

このようにして東京で作られた保育唱歌のうち三曲が伶人山井景順によって名古屋に伝えられたのは明治一〇年、つまり、保育唱歌の制作が始められた年である。これらの曲がどのように名古屋に伝えられたのかは不明だが、保育唱歌の中でも初期の作品が即刻名古屋に伝えられたことは興味深い。

山井景順が伝えた三曲は、〈遊魚うろこす〉、〈冬燕居ふゆつばき〉、〈風車〉であった。このうち、最初の二曲は五声唱歌、つまり、五音音階でできている曲であり、〈風車〉は歩きながら歌う遊戯の歌である。〈遊魚〉は山井景順自身の作曲によるものであった。

当時の明倫小学校校長賀島喜一郎はこれを採用して生徒に歌わせ、さらに、弥太郎重富に作曲、植松有園に作歌を依頼して、〈少女〉（平調律旋、早四拍子、拍子十六）と〈空蟬〉（平調律旋、早四拍子、拍子十四）の二曲を作らせた。これが名古屋において生徒に唱歌を歌わせた最初であった（『名古屋市史』風俗編：二四二―二四四頁）。歌詞の内容はいずれも勤勉の教えを説くものである（註二）。これらはいずれも墨譜で書かれたものであるが、後に息子鎌之助によって、『学校唱歌集』（一八九〇）において五線譜化されて出版されている。先述したように、弥太郎は山井景順の雅楽の弟子であり、保育唱歌作成を始めとする東京の雅楽界の最新

事情を彼から直接得たと考えられる。「保育唱歌」に関する研究は進んでいるが、弥太郎のように、地域で独自に「保育唱歌」を作曲した例はほかになく、非常に注目される。弥太郎作曲の「保育唱歌」については別に稿を改めて論じたい。

『名古屋市史』（風俗編：二四一頁以下）によれば、明治一八年（一八八五）の冬、園町小学校でこれらの唱歌が教えられた。ちなみに、この学校では明治一八年秋にオルガンを購入している。これが名古屋市の小学校にオルガンが設置された初めての例で、オルガンの代金は三七、八円。運賃等を入れると、八〇円必要だったという。このようにオルガンが設置されたことがきっかけで、ようやく小学校での唱歌教育が始まったのである。しかし、当時、園町学校では、ほとんど随意科の扱いで、上級の女子生徒だけに唱歌が教えられたが、式の日に歌わせるのみであったという。このオルガンを模して、野村辨造と鈴木景儔がオルガン一台を製作し、それは高等小学校第二分教場に設置された。これが名古屋でオルガンが製作された最初であった。

次いで七町学校では琴を使用して唱歌が教えられた。唱歌教育にはピアノまたはオルガンが最善であることはわかっていても、オルガンが普及するまでには時間がかかった。

その後、恒川鎌之助が東京に出て音楽取調所で「唱歌を習得して帰り」、地域の本格的な唱歌教育が始まるが、それについては後述する。

弥太郎は俗人の話や、保育唱歌を作曲した経験などを通じて、息子を東京の音楽取調掛に送ることを決意したのであろう。鎌之

助を明治一七年三月、同校に入学させた。

3 音楽取調掛の各府県派出音楽伝習生募集

日本で音楽教育を開始するのに必要な調査研究を行なう機関、すなわち、文部省音楽取調掛が設置されたのは、明治一二年一月である。唱歌教育が名古屋の小学校で始められた後のことであった。これは、伊澤修二と目賀田種太郎のふたりが、アメリカ留学中に文部大輔に対し音楽伝習所を設立すべきと建議したことに始まる。伊澤は一足早く、明治二年五月に帰国し、それ以後、音楽取調掛の設置に向けて中心的な役割を果たすことになった。

音楽取調掛が設置に際して、伊澤は御用掛に任命され、音楽家の育成と唱歌教師の養成、教材の作成等が始まった。教材としては、音楽取調掛編の『小学唱歌集』が出版された。これは最初に作られた小学生用の音楽教科書で、初篇が明治一五年、第二編が翌一六年、第三編が一七年に、それぞれ出版された。また、唱歌掛図と『幼稚園唱歌集』も準備された。ただし、『幼稚園唱歌』の出版は遅れ、明治二〇年末にようやく出版された。その後、音楽取調掛は明治二〇年に東京音楽学校と改称することになった。

明治一四年五月、文部省は「小学校教則綱領」定めた。その「唱歌」の項には初等科ではやさしい歌曲を用いて五音以下の単音唱歌、中等科及び高等科では六音以上の単音唱歌から複音及び三重音唱歌を学ぶことが書かれていた。この頃、唱歌は「唱歌ヲ授クルニ兒童ノ胸膈ヲ開暢シテ其健康ヲ補益シ心情ヲ感動シテ其美

徳ヲ涵養センコトヲ要ス」という側面が重要視されていたが、そのための教材も人材もまだない状態であった。当時、東京で唱歌教育を実施していたのは、明治一三年以降、東京師範学校（付属小学校で実施）と東京女子師範学校（付属小学校で実施）、明治一四年九月以降学習院のみであった。名古屋での取り組みは上述した。

全国の小学校に唱歌教育を普及させるためには、各府県の師範学校で音楽教育を行なう必要があった。そこで、伊澤は明治一四年一二月、教員養成を目的とした府県派出伝習生募集案を文部省に提示した。彼は、音楽取調掛に小学校の唱歌教員専修課程を設ける案を構想していた。

ところが、文部省はその構想を認めなかった。各府県の現状では唱歌よりも小学全科の教員養成の方が急務であり、音楽取調掛は調査機関として設置したものであるという意見だった。だが、その後、各府県から文部省に問い合わせが相次いだこと、そして、取調掛からも再三募集案が提出されたことから、ついに府県派出生募集が認可された。

まず、明治一五年一二月、東京師範学校在学中の府県師範学校教員の中から一七名が音楽取調掛に師範学科取調員として入学を許可された。

さらに、明治一七年府県派出伝習生募集案が正式認可され、同年四月募集案内が各県に発送された。条件として、次の四点が挙げられていた。すなわち、一、学識——普通ノ教育ヲ受ケタル者、二、年齢——十六年以上三十年以下ノ男若クハ女、三、技艺——雅楽

又ハ俗曲ノ心得タル者ハ更ニヨシ、四、学習期限——壹ケ年以上滞在見込ノ者、であった。

同年九月一二日付で、まず一四名の府県派出伝習生が入学許可され、後に数名追加された。追加された中にいたのが、愛知の恒川鏝之助である。

4 愛知県派出伝習生、恒川鏝之助

恒川鏝之助が愛知県派出伝習生となったことについては、これまで山住正己によって、音楽取調掛の照会に対して愛知県が明治一七年七月二日付で、「右之者既ニ本年三月以来貴所へ入学罷出候（中略）本県派出伝習生ニ充テ私費ヲ以テ修業為致度旨同人父恒川重富ヨリ願出候右ハ貴所ニ於テ敢テ支障無之候ハ、以后本県派出生之名義ヲ以テ御教授有之段及御照会候也」と回答し、それ以前は恒川鏝之助が「一人一学級」により学んでいたことが知られていた（山住一九六七年：一六四頁）。これは東京藝術大学附属図書館に所蔵されていた文書に基づくものであるが、今回、明治一七年の『文部省指令並往復留』の中の、愛知県と文部省との往復文書に恒川鏝之助の入学に関する文書一式が見つかり、さらなる詳細が明らかになった。文書の翻刻は付録に掲載した。

それによれば、父重富が記した鏝之助の履歴書から、鏝之助の年齢（明治一七年六月に一七歳三カ月）がわかり、明治元年三月初の生まれであったことが推察される。明治十三年上等六級卒業後、家事都合により退校とあり、学校には一三歳までしか行か

なかつたこと、その一方で、家芸の雅楽を修行し、数多くの楽器を修めさらに「保育唱歌」も修めたことが書かれている。すなわち、鎌之助は「龍笛、鳳笙、箏、筆、和琴、琵琶、箏、打物、朗詠、催馬楽、保育唱歌」を修行し、その後、龍笛、筆、鳳笙の稽古をそれぞれ宮内庁の伶人（龍笛ハ大伶人山井景順、筆ハ一等伶人東儀季熙、鳳笙ハ三等伶人林廣継）から受けていた。

音楽取調掛では、府県派出伝習生については、伊澤が明治一八年七月二〇日に行われた最初の伝習生の卒業式における報告の中で「唱歌、風琴、箏、胡弓、等ノ内普通学校ニ要スル所ノ若干部ノ伝習ヲ卒リタルモノ」と述べている。ここからわかるように、伝習生は正規の卒業生とは異なるカリキュラムによって、唱歌教員として養成されていた。実際に、およそ一年の修学で卒業した伝習生たちは、各府県師範学校の教員となり、音楽教育を担当することになった。鎌之助もそのひとりであった。

ちなみにこの後、明治二〇年一〇月、音楽取調掛は改称され、東京音楽学校として発足する。そこでは、一年の予科の課程を終えて、本科に進学する形をとり、本科は師範部（二カ年）と専修部（三カ年）とに分けられ、より洋楽に傾斜したカリキュラムが作られた（山住一九六七年：二二三頁）。

鎌之助は音楽取調掛の府県派出生として入学した翌年、明治一八年七月に伝習を修了し、名古屋に戻り、師範学校などで教鞭をとるかたわら唱歌教員の育成を行なった。

府県派出伝習生はもともと教職についていた人が多かったが、それから見ると、鎌之助は例外的存在だったといえよう。府県派

出伝習生はいわば促成栽培であったが、卒業後は各県の指導的な存在として活躍した。それをうかがわせるのが、卒業生の四龍仁^{しやうじん}の口述記録で、そこには、「全国に対し少数者の就職の事として、現時として見るならば売薬店さへ無い所に博士のお医者でも来られた様な有様で読方の講習、各種学校の兼務教授に寸暇もない。楽器はオルガンとヴァイオリンであった」と述べられている（増井敬二「解題」、『音楽雑誌（おむがく）』復刻版補巻一〇頁）。

さて、唱歌は明治二〇年四月には必須科目として名古屋市の各小学校に課せられることになったので、唱歌教師の育成が急務となった。

伝習を終えて名古屋に戻った鎌之助は師範学校などで教鞭をとる傍ら、唱歌教員の育成を行なった。『名古屋市史』には、「恒川鎌之助重光東京に出てて唱歌を習得して帰り、師範学校および中学校に教授す、次いで其門人山崎大二郎、各小学校に教授す、当時唱歌の研究者に甘利鐵吉、都築増次郎、秋田鎌之助、松下よう等あり、皆恒川鎌之助を師とす」とある（風俗編：二四四頁）。

明治二〇年、この職をめざして鎌之助の元に唱歌のレッスンに通っていた門人の中に、三味線屋を営んでいた鈴木政吉がいた。政吉は長唄の稽古仲間、副田歌子が鎌之助の元へ嫁いだことから、この女性の父親の紹介で鎌之助に唱歌を習いに行ったのである。

そこで、政吉とヴァイオリンとの運命的な出会いがあり、政吉は鎌之助の門人の一人が横浜で購入したヴァイオリンを借り受け、見よう見まねでヴァイオリンを作り上げた。そのヴァイオリンを鎌之助に見せたところ大いに励まされ、政吉はヴァイオリン製造

業へ転身することになったのである。この後も、政吉と鏢之助の交流は、明治三五年に政吉が出版した『ヴァイオリン独習書』の「閲」を鏢之助が引き受けるなど、さまざまな形で続いた。

5 恒川鏢之助の音楽活動

さて、明治一八年に伝習を修了して名古屋に戻った恒川鏢之助は、明治一九年九月二日、一九歳の若さで愛知県尋常師範学校へ就職する。翌、明治二〇年一月に『唱歌をしへ草』の奥付から、当時「助教諭」であったことがわかる。明治二一年七月三日付で同校を退職し、和歌山県師範学校の助教諭へと転ずる。転任の命令が出たのである。さらに、明治二四年三月一三日付で三重県尋常師範学校へと異動。以降、彼は唱歌科教師として三重で活躍したが、病を得て、明治三九年七月二九日、死去した。

愛知県尋常師範学校助教諭時代（明治一九年九月二日～明治二一年七月三日）、鏢之助は愛知県中学校でも教えていた（『名古屋市史』風俗編：二四四頁）。当時の鏢之助、および唱歌教育について以下のような教え子の証言がある。ちなみに著者の新見は名古屋出身の著名な歴史学者である（新見一九五三年：一七頁）。

〔著書は明治二〇年九月中学入学〕中学の唱歌の先生は恒川先生（？）といった……亡父はその苗字によって元御楽人の家の人であろうといっていたことを思い出す……さて廿一年四月から中学校が規則改正で尋常小学校となり先生も大部代った。唱歌の先生は音

楽学校の卒業の若い先生が来られ、音譜を書き読むことから教えられた。その頃唱歌の特別教室というはなかったたので、各教室で唱歌を習った。オルガンも無かった。私は恒川先生も既にヴァイオリンを（ママ）音楽の先生はヴァイオリンを伴奏して「三千篠万あにおとどもよ守りに守れ」など、いう愛国唱歌を教えて下さったと記憶するが……

愛知県中学校では、オルガンもなく、教師はヴァイオリンで伴奏して唱歌を教えたこと、規則が改正されて中学校が尋常小学校となった明治二一年以降、「音楽学校の卒業」の若い先生に五線譜を読み書きすることを習ったことがわかる。

鏢之助はそのかたわら、明治二〇年以来、『音楽入門』、『唱歌をしへ草』、『普通唱歌集』、『学校 唱歌集』、『進行曲集』、『愛国唱歌』、『愛国式日唱歌』、『帝国唱歌』、『小学式日唱歌』、その他、多数の音楽書を出版した。鏢之助が作曲、編纂、校閲等を行って出版した楽譜集や音楽書の全貌はいまだ明らかではない。これについても、稿を改めて論じる必要があるが、三〇冊は優に超えると思われる。注目されるのは、その出版が名古屋、津、和歌山等、任地で行なわれただけでなく、大阪、さらには東京でも行なわれていることである。たとえば東京では、明治二〇年代末から、十字屋や共益商社などの大手書店が出版を手がけている。ちなみに、共益商社は鈴木ヴァイオリンの東日本における代理店であった。

明治二四年に三重県尋常師範学校に転勤して以降の恒川鏢之助に関しては、以下のような教え子の証言がある（松本一九九五年

…七七頁)。

…吾が三重師範には恒川鏝之助先生がおられた。恒川先生は中央では重要な教育音楽家として知られた方で、温厚親切な先生であった。

入学当時音楽の授業には教材新曲が予め寄宿舎に廻されそれを写譜しておいて授業を受けた。全国音楽教授の体制は未だ初期で、「ヒフミ唱法」という幼稚な方法を用いやがて「ドレミ唱法」に変わった。音楽教育には山葉の大オルガンが一台あったが、それだけで又練習室には小型オルガンが十台備付けてあった。

この頃は国民の士気を鼓舞するため軍歌や歌謡形式の歌曲が流行しておった。

さらに、日露戦争中の師範学校の談話としては、次の証言もある。

…音楽の恒川鏝之助先生は印象深い。僕等の在学は、ちょうど明治三十七、八年の日露戦争中で、旅順閉塞、奉天会戦の華々しい戦果のあった時で、戦捷の号外がチリンチリンと鳴ってくるし、学業もそわそわしていた。…度々提灯行列をやつてね、北は江戸橋から南は藤枝町まで軍歌を歌って歩いたのだが、ブランスバンドの先頭に、大きなからだの恒川先生がクラリネットを吹きつづけて行進された。

それが原因でからだを痛められ、三十九年七月二十九日に亡くな

られた。

鏝之助は学校教育以外にも、地域の音楽活動全般に積極的に関わっていた。明治二十七年七月二五日発行『音楽雑誌』には、「伊勢の国津市に於て恒川鏝之助代会主となり広く会員を募集し音楽会を設けて唱歌、オルガン、ヴワイオリン、雅楽等を教授するという如何なる事にや」という記述がみられ、三重県に赴任した後も、同地で雅楽を含む、さまざまな種目を教えていたことがわかる。

一方、明治二十八年一〇月三一日発行の『音楽雑誌』では、鏝之助が転任した後の名古屋の音楽状況について、次のように報じている。

恒川鏝之助在名の頃は諸音楽とも倍々拡張および改良の途に進みたりしが同氏去て以来倍々衰微に趣き今日に至りては学校唱歌も従前に比すれば眠りたる形なり先づ今日の處では到底音楽の発達は覚束なしと一同歎き居れり

この記事で「諸音楽」と書かれていることは興味深い。実際、鏝之助は音楽教師として活躍したばかりでなく、家芸としての雅楽にも力を注いでいた。

明治二十三年六月一日、父六世弥太郎重富が病死し、鏝之助が七世を継いだ。当時、鏝之助は和歌山県師範学校の助教諭として赴任しており、門人の稽古もままならなかったと推察される。名

古屋の雅楽を支えていたパトロンの中には名古屋の豪商、伊藤家もあり、一四代伊藤次郎左衛門祐昌、松坂屋デパートを創設した一五代伊藤次郎左衛門祐民は父子共に恒川鏝之助の雅楽の門人であった(伊藤「出版年不明」：一七二頁)。通常の稽古は弟の兼蔵重寿が行なっていたのではないだろうか。たとえば、明治二八年の東照宮の舞楽の配役を見ると、恒川家から出演しているのは、兼蔵重寿である。

その後、恒川鏝之助が明治三九年に没すると、長男光男が八世を継いだ。明治四四年、一七歳で夭折したため、鏝之助の弟、兼蔵重寿が恒川家九世となった。ちなみに、一五代伊藤次郎左衛門は昭和一三年還暦の際、熱田神宮の舞楽神事で、師の兼蔵重寿とともに《振鏝》の舞を奉納している(高野一九七七年：一一七頁)。鏝之助に話を戻すと、彼は転任後も名古屋の音楽生活に関わっていた。たとえば明治二九年四月二六日に金城館で約千名の観客を集めて開かれた第二回名古屋音楽連合会では、八雲琴、雅楽、囃子、土歌、オルガン、清楽、尺八、吹奏楽、箏曲、六段、長唄、上唄、といった、まさしく「諸」音楽が演奏されたが、そこで、恒川鏝之助はヴァイオリンで箏と合わせて《六段》を演奏していたのは鈴木政吉であった(松本一九九五年：七六頁)。鏝之助はまた、明治三三年には『三重県唱歌』と並んで『愛知県唱歌』を出版した。

おわりに

明治期の音楽のあり方は、特に名古屋においては、決して排他的なものではなく、さまざまな音楽が共存していた。父弥太郎は「保育唱歌」の作曲をてがけるなど、雅楽の中でその領域を広げたが、鏝之助は音楽取調掛での洋楽の勉強を生かし、師範学校での唱歌教育に加え、地域の音楽活動を組織し、さらには家芸としての雅楽を守り続けた人物であった。

付録 明治一七年『文部省指令並往復留』翻刻(恒川鏝之助の音楽取調掛入学に関する文部省と愛知県とのやりとり)

按

書面頼之趣聞届候事

○ 通牒

名古屋区役所へ照會之按

号前

□□比米町士族重富長男恒川鏝之助之儀今度本縣派出生之名義ヲ以テ文部省音楽取調所へ入学之儀許可相成候付テハ本人儀本年九月廿日入学差許候旨音楽取調所ヨリ通牒有之候条其旨父重富へ御傳置有之度此段及御通牒候也

十七年十二月廿三日

学務課

名古屋市役所御中

十七年六月二十七日

□□宇佐美治香

口上

課長

大書記官 係

名古屋区土族重富長男恒川鎌之助儀ニ付別帑之書願出候一應原按之如文部省音楽取調所へ御照會相成可然哉相伺候□之按□□

当縣士族

名古屋区比米町重富長男

恒川鎌之助

当七月 十七年四ヶ月

右之者既ニ本年三月以来貴所へ入学罷在候處本年四月音監往第四十五号ヲ以テ御照會有之候本縣派出伝習生充ニ宛テ私費ヲ以テ修業為致度旨同人父恒川重富ヨリ願出候右ハ貴所ニ於テ敢テ支障無之候以后本縣派出生之名義ヲ以テ御教授有之度此段及御照會候也

明治十七年六月 長官

文部省音楽取調掛長(文部省音楽取調所宛)

文部少書記官伊澤修二殿

派遣生御下命願

名古屋區比米町式拾貳番邸

土族恒川重富長男

恒川鎌之助

明治十七年六月

十七年三ヶ月

右者本年三月一日文部省直轄音楽取調局西洋唱歌右に屬シ候管絃等傳習入学罷在候然ルニ今回更ニ右音楽取調局ヨリ諸縣へ傳習派遣生

可差出旨御達相成候趣傳承仕候附而ハ幸既ニ入学罷在候儀ニ付派出生御□□被成下度差向私費ヲ以学課修業仕本人ヨリ申越旨候間此段御許容被成下度履歷書相添連署ヲ以奉願候也

明治十七年六月廿五日 右父恒川重富

名古屋区明道町六拾八番邸

保証人恒川丹五郎

愛知縣令國貞廉平殿

前書之趣願出候也

名古屋区第七組戸長

明治十七年六月廿五日 西野清弘

四月廿六日 名古屋区長吉田祿在

書面願之趣聞届候事

明治十七年十二月廿三日

履歷書

一明治八年二月聯區内時雍小孝江入校下等 七級卒業

一明治九年二月愛知縣師範校附屬小孝江 轉校

一明治十三年三月同校ニテ上等六級卒業

家事都合ニヨリ右卒業後退校

一幼年ヨリ家藝雅樂龍笛之道父重富ニ從テ修行ス傍ラ鳳笙箏篳和琴琵琶打物朗詠催馬樂保育唱歌樂道夫々修行罷在候

一其後龍笛八大伶人山井景順 箏篳八一等伶人東儀季熙 鳳笙ハ三

等伶人林廣繼

右夫々之師江隨身修行致候

一明治十七年三月一日文部省直轄音楽取調局へ唱歌〔添書で〕即ち西洋唱歌ナリ 保育唱歌トハ別ニテ傳習ノ為メ入学ス從來雅樂道管絃共修行罷在候付試験之上特別之課ヲ以一ヶ年修行済ノ二年生ノ内へ加ラレ四ヶ年ニテ卒業ノ成規ナレ共 三ヶ年ニテ卒業ノ筈 本年一ヶ年ハ私費 来ル二年目ヨリニカ年間ハ官費ノ筈ニ 被申付候 但幼年ヨリ音律ヲ弁へ居候付此上勉強次第ニテ年期短縮凡一ヶ年間ニテ卒業ノ見込被有之候 右之通御座候也

明治十七年六月廿五日

右父恒川重富

保証人恒川丹五郎

愛知縣令國貞廉平殿

音監往第八号

兼而諸府縣ニ於テ音楽唱歌施設之見込ヲ以テ音楽傳習人派出依頼越候向有之處其照會區々ニ相成取扱上不都合不尠ニ付来九月右入學許可可致見込ニ候間貴縣ニ於テモ別記ノ條項參覽之上右派出之有無共来六月三十日限御申越有之度此段及御照會候也

文部省音楽取調掛長

明治十七年四月三十日 文部少書記官伊澤修二

愛知縣令國貞廉平殿

十七年十二月十日 □□宇佐美治香
全 大書記官

学務課長 係

天第二千七百拾四

文部省音楽取調所、御照會按

当縣士族

名古屋区比来町重富長男

恒川鎌之助

右鎌之助儀本縣派出生之各義ヲ以テ御教授有之度旨本年六月天第二千百十六号ヲ以テ御照會及ヒ候處未タ何等御報無之右ハ及御照會候 □□候御取計相成候付別段御報無之卜相考候得共本人父重富之指令之都合も有之候ニ付御確報致承知度此段及為□命候也

十七年十二月十二日 長官

文部省音楽取調掛長

文部少書記官伊澤修二殿

音監往第□号

貴縣派出生恒川鎌之助音楽傳習入學及否云々ニ係リ本月十二日附ヲ以テ御照會之趣了差右者去九月廿日本掛音楽傳習入學許可致候尤右者本人ヨリ貴縣へ可届出筈に有之候此段御問会ニ付及御回答候也

文部省音楽取調掛長

明治十七年十二月十六日 文部少書記官伊澤修二

愛知縣令國貞廉平殿

不明箇所：□、不確定箇所：網掛け

〔付記〕当文書の翻刻に当たっては、東京藝術大学大学院音楽研究科博士後期課程（音楽教育）に在学中の丸山彩氏に全面的にご助力いただいた。ここに御礼申しあげる。

公文書

明治一七年『文部省指令並往復留』文部省史料館（現、国文学研究資料館）蔵。愛知県公文書館に複製有り。

主要参考文献

飯塚恵理人「明治維新期における尾張藩お抱え能役者の境遇」『名古屋芸能文化』第五

号所収、一九九五年、三五～五五頁。

井上さつき「鈴木政吉研究（一）」『ミクスト・ミュージズ（愛知県立芸術大学音楽学部音楽学コース紀要）』第五号所収、二〇一〇年、四～一九頁。

「万国博覧会と明治日本の洋楽器——鈴木ヴァイオリンの事例を中心に——」

『新モーツァルティアーナ——海老澤敏先生傘寿記念論文集』所収、音楽之友社、

二〇一一年、六五七～六七二頁。

嶋田由美「恒川謙之助著『音楽入門』の研究——呼吸法と発声法を中心として——」『和

歌山大学教育学部紀要、教育科学』第五六集所収、二〇〇六年、七五～八〇頁。

清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」『尾張藩社会の総合研究（第二編）』所

収、清文堂出版、二〇〇四年、

新見吉治「鈴木政吉翁小伝を読み」『郷土文化』第八号（四）所収、一九五三年一二

月、一七～一八頁。

高野郁朗『十五代伊藤次郎左衛門』松坂屋、一九七七年。

東京芸術大学百年史編纂委員会編『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇第一巻』音楽

之友社、一九八七年。

塚原康子『明治国家と雅楽——伝統の近代化／国楽の創成』有志舎、二〇〇九年。

寺内直子『雅楽の（近代）と（現代）』岩波書店、二〇〇九年。

中村洪介（林淑姫監修）『近代日本洋楽史序説』東京書籍、二〇〇三年。

名古屋市役所『名古屋市史』名古屋市、一九一五～一六年。

増井敏二「解題」『音楽雑誌（おむがく）復刻版補巻一九八四年、出版科学総合研究所

五～三三頁。

松本善三『提琴有情——日本のヴァイオリン音楽史』レッスンの友社、一九九五年。

山住正己『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会、一九六七年。

『音楽雑誌』音楽雑誌社、共益商社書店、一八九〇～一八九六年。復刻版、出版科学総

合研究所、一九八四年。

註

1 付録を除き、本稿では原則として漢字は新字に改めた。

2 保育唱歌（少女）の歌詞は、「乙女等が、つとむる業と、もの学ぶ道は千衛に、多けれど、文読み

手かき、裁縫の、その業々を習ひ得て、父よ、母よと、いたゞきに、いたゞきもちて、睦まじく、

仕えまつるぞ、おほちなりける」。（空蟬）の歌詞は、「空蟬の、世の人皆の、もの学ぶ、道を誓え

て、いはむには、険しき山の、つゞらをり、登り降りの、苦しさを、忍び忍びて、未終に、高根

に上る、ものとしらなん」。